

新潟市工業振興条例 (昭和59年10月4日条例第41号)

最終改正: 令和4年3月29日条例第19号

改正内容: 令和4年3月29日条例第19号 [令和4年4月1日]

○新潟市工業振興条例

昭和59年10月4日条例第41号

改正昭和60年7月12日条例第41号
平成15年3月25日条例第23号
平成21年7月7日条例第40号
令和4年3月29日条例第19号

新潟市工業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における工業者の育成及び工場の立地促進を図るため必要な奨励措置を講ずることにより、工業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市産業の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業者 製造業又は新聞業若しくは出版業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業又は新聞業若しくは出版業をいう。以下同じ。）を営む者及びこれらを営む者を構成員とする法人をいう。
- (2) 工場 製造業又は新聞業若しくは出版業の用に直接供する建物及び構築物をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、この条例の目的に適合する事業を行う工業者に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。工業者に代わり規則で定める事業を行う者が当該事業をその工業者と共同で行う事業とみなすことができる場合も、同様とする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 工場敷地のあつせん
- (3) 融資のあつせん

2 前項第1号の助成金の種類は、次のとおりとし、第1号から第6号までの助成金は、市長が助成金の交付の指定をしたものに限り交付する。

- (1) 用地取得助成金
- (2) 用地等賃借助成金
- (3) 環境整備促進助成金
- (4) 工場建設促進助成金
- (5) 工場集団化等促進助成金
- (6) 雇用促進助成金
- (7) 人材育成助成金

(助成金の交付の指定の申請)

第4条 前条第2項第1号から第6号までの助成金の交付の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(助成金の交付の指定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは助成金の交付の指定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項その他条件を付することができる。

(届出)

第6条 助成金の交付の指定を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 助成金の交付の指定の対象となつた事業（以下「指定対象事業」という。）の内容を著しく変更したとき。
- (2) 指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 操業を開始し、休止し、又は廃止したとき。

(助成金の交付の指定の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付の指定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは助

成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の指定を受けたとき。
 - (3) 助成金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 市税の納付を怠ったとき。
 - (5) その他条例及び規則の規定に違反したとき。
- (報告又は調査)

第8条 市長は、助成金の交付に関し必要があるときは、助成金の交付の指定を受けた者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定中、用地取得助成金に関する部分は昭和59年4月1日以後に用地を取得した者から、環境整備促進助成金、工場建設促進助成金、工場集団化等促進助成金及び雇用促進助成金に関する部分は同日以後に操業を開始した者から、人材育成助成金に関する部分は同日以後に研修を受講した者から適用する。

附 則 (昭和60年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日条例第19号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。
